

安全管理規程

株式会社 日立オートサービス
2013年12月13日 規第428号

第1章 総 則

(目的)

第1条 この規程(以下「本規程」という)は、道路運送法(以下「法」という)第22条の2 第2項の規定に基づき、当社の輸送の安全を確保するために遵守すべき事項を定め、もって輸送の安全性の向上を図ることを目的とする。

(適用)

第2条 本規程は、当社が一般貸切旅客自動車運送事業を行う、神奈川営業所に関わる業務活動に適用する。

第2章 輸送の安全を確保するための事業の運営方針等

(輸送の安全に関する方針)

第3条 代表取締役社長(以下「社長」という)は、輸送の安全の確保が事業経営の根幹であることを深く認識し、その実現に向けて主導的な役割を果たし、社内に輸送の安全の確保が最も重要であるとの意識を徹底させる。

2 当社は、輸送の安全に関して「計画・実行・チェック・改善」(Plan・Do・Check・Act)を確実に実施し、全社員が一丸となって継続的に輸送の安全性の向上に努める。

3 当社は、輸送の安全に関する情報について積極的に公表する。

(輸送の安全に関する重点施策)

第4条 当社は、第3条の「輸送の安全に関する方針」に基づき、次に掲げる事項を実施する。

- (1) 輸送の安全の確保が最も重要であるとの意識を社内に徹底し、関係法令および本規程に定められた事項を遵守すること。
- (2) 輸送の安全に関する費用支出、および投資を積極的かつ効率的に行うよう努めること。
- (3) 輸送の安全に関する内部監査を行い、必要な是正措置や予防措置を講じること。
- (4) 輸送の安全に関する情報の連絡体制を確立し、社内において必要な情報を速やかに伝達・共有すること。
- (5) 輸送の安全に関する教育および訓練について具体的な計画を策定し、これを確実に実施すること。
- (6) 当社が一般貸切旅客自動車運送事業を委託している旅客自動車運送事業者(協力会社)と緊密な連携を図り一丸となって輸送の安全性向上に努めること。

(輸送の安全に関する目標)

第5条 当社は、第3条に掲げる「輸送の安全に関する方針」に基づき、別途、年次目標を策定する。

(輸送の安全に関する計画)

第6条 当社は、第4条に掲げる「輸送の安全に関する重点施策」のもとで、第5条に掲げる「輸送の安全に関する目標」を達成するために必要な計画を策定する。

第3章 輸送の安全を確保するための事業の実施およびその管理体制

(社長の責務)

第7条 社長は、輸送の安全に関する最終的な責任を有する。

- 2 社長は、輸送の安全の確保に関し、予算の確保、体制の構築等、必要な措置を講じる。
- 3 社長は、輸送の安全の確保に関し、安全統括管理者の意見を尊重する。
- 4 社長は、輸送の安全を確保するための業務の実施、および管理の状況について確認し、必要な改善を行う。

(社内組織)

第8条 当社は、次に掲げる者を選任し、輸送の安全を確保するための責任ある体制を構築する。

(1) 安全統括管理者

(2) 運行管理者

(3) 整備管理者

(4) その他必要な責任者

2 事業所長は、安全統括管理者の命を受け、輸送の安全の確保に関し、所員を統括し、指導・監督を行う。

3 輸送の安全管理に関する組織体制および指揮命令系統は、別紙1「安全管理体制組織図」による。

(安全統括管理者の選任および解職)

第9条 社長は、部長職以上の職位で、旅客自動車運送事業運輸規則 第47条の5に規定する要件を満たす者の中から安全統括管理者を選任する。

2 安全統括管理者が次の各号のいずれかに該当する場合は当該管理者の職を解く。

(1) 人事異動等により、安全統括管理者の要件を満たさなくなった時

(2) 国土交通大臣の解任命令が出された時

(3) 健康その他のやむを得ない事由により、職務を引き続き行うことが困難になった時

(4) 関係法令等の違反または輸送の安全の確保に関する確認を怠る等により、安全統括管理者がその職務を引き続き行うことが、輸送の安全の確保に支障を及ぼす恐れがあると認められる時

(安全統括管理者の責務)

第10条 安全統括管理者は、次に掲げる責務を有する。

(1) 輸送の安全に関する方針、重点施策、目標および計画を実行すること。

(2) 輸送の安全の確保に関し、その実施および管理の体制を確立、維持すること。

(3) 社員に対し、関係法令等の遵守による輸送の安全の確保が最も重要であるとの意識を徹底させるために必要な教育または研修を行うこと。

(4) 輸送の安全に関する報告連絡体制を構築し、社員に対し、周知・徹底を図ること。

(5) 社長に対し、輸送の安全確保に関して必要な改善の施策を具申する等、必要な措置を講じること。

(6) 運行管理が適正に行われるよう、運行管理者および整備管理者を統括管理すること。

(7) 上記以外のことであっても、輸送の安全の確保のために必要なことは実施すること。

第4章 輸送の安全を確保するための事業の実施およびその管理の方法

(輸送の安全に関する重点施策の実施)

第11条 安全統括管理者は、輸送の安全に関する方針に基づき、目標を達成すべく、計画に従い、重点施策を着実に実施する。

(輸送の安全に関する情報の伝達および共有)

第12条 安全統括管理者は、社長・運行管理者・乗務員との双方向の意思疎通を十分に行うことにより、輸送の安全に関する情報が、適時適切に社内において伝達・共有されるように努めるとともに、安全性を損なうような事態を発見した場合にはこれを看過・隠蔽せず、直ちに関係者に指示して、適切な対策を講じる。

(事故・災害等に関する報告連絡体制)

第13条 事故・災害等が発生した場合の報告連絡体制は、別紙2「緊急連絡体制図」による。

2 事業所長は、事故・災害等に関する報告が安全統括管理者、社長、または社内の必要な管理者に速やかに伝達されるように努める。

3 安全統括管理者は、自動車事故報告規則(昭和26年運輸省令第104号)(以下「報告規則」という)に

定める事故・災害等があった場合は、報告規則の規定に従い、国土交通大臣へ必要な報告または届出を行う。

(輸送の安全に関する教育および研修)

第14条 当社は、第5条の「輸送の安全に関する目標」を達成するため、必要となる教育および訓練を適時、実施する。

(輸送の安全に関する内部監査)

第15条 社長は、輸送の安全確保の状況等を点検するため、輸送の安全に関して的確な見識を持つ者を実施責任者として指名し、少なくとも1年に1回以上、適切な時期を定めて内部監査を実施する。また、重大な事故・災害等が発生した場合、または同種の事故・災害が繰り返し発生した場合や、その他でも、特に必要と認められる場合には、緊急に輸送の安全に関する内部監査を実施する。

2 内部監査の実施責任者は、前項の内部監査の結果を速やかに社長と安全統括管理者に報告する。

3 安全統括管理者は、内部監査の結果を受けて、輸送の安全の確保のために必要な目標を検討し、必要に応じて緊急の是正処置、または措置を講じる。

(輸送の安全に関する業務の改善)

第16条 社長は、事故・災害等に関する報告や第15条の内部監査の結果、あるいは輸送の安全の確保のために必要と認める場合には、是正処置または予防措置を講じる。

2 社長は、悪質な法令違反等により、重大事故を起こした場合には、安全対策全般、または必要な事項において現在よりもさらに高度な安全の確保のための措置を講じる。

(情報の公開)

第17条 社長は、次に掲げる項目を毎年度、外部に対し公表する。

- (1) 輸送の安全に関する方針
- (2) 輸送の安全に関する目標およびその達成状況
- (3) 報告規則第2条に規定する事故に関する統計
- (4) 輸送の安全に関する組織体制および指揮命令系統
- (5) 輸送の安全に関する重点施策
- (6) 輸送の安全に関する計画
- (7) 輸送の安全に関する予算・実績額
- (8) 事故・災害等に関する報告連絡体制
- (9) 安全統括管理者
- (10) 安全管理規程
- (11) 輸送の安全に関する教育および訓練の計画
- (12) 輸送の安全に関する内部監査の結果およびそれを踏まえた措置内容

2 運輸規則第47条の7に基づき、輸送の安全の確保のために講じた改善状況について、国土交通省に報告した場合は、速やかに外部に対し公表する。

(輸送の安全に関する記録の管理等)

第18条 本規程は業務の実態に応じて適宜、見直しを行う。

2 安全統括管理者は、次の文書・情報の記録について適切な保存を行う。

- (1) 輸送の安全に関する目標・計画作成に当たりの会議議事録
- (2) 事故・災害等の報告連絡体制
- (3) 事故・災害等の報告
- (4) 安全統括管理者が発信した指示事項
- (5) 内部監査の結果

- (6) 輸送の安全に関して、社長に報告した是正措置や予防措置等
- 3 前項に掲げる文書や情報の記録に関する保存の方法は別に定める。

附 則

- 1 この規程は、2013年12月13日より実施する。